市民生活相談

日常生活の悩みやトラブル解決のために

弁護士・司法書士などが応対

市は、市民の皆さんの日常生活上のさまざまな悩みやトラブルを解決するため、弁護士や司法書士などの専門家による「市民生活相談」を市役所本庁舎1階の市民相談課で実施しています＝下表参照。費用は無料です。お気軽にご相談ください。

なお、法律相談以外は予約不要ですが、相談者多数の場合はお断りすることがあります（法律相談の相談時間は1人20分程度。定員あり）。

申込・問合せは市民相談課（0798・35・3100）、人権相談の問合せは人権平和推進課（0798・35・3320）へ。

※4月から市民相談課では「心配ごと相談」を実施していません。同相談については西宮市社会福祉協議会（0798・23・1031）へお問い合わせください

◎市民生活相談の内容

種別	内容	曜日・時間
法律相談（予約制）	日常生活上の法律問題	月・水・金曜の午後1時～4時　※予約は当日の午前9時から電話で市民相談課へ
家事相談	相続・離婚などの家庭問題（調停中は相談不可）	月・水・金曜の午前9時半～正午
交通事故相談	交通事故に関する損害賠償などの問題	月曜～金曜の午前9時～正午、午後1時～3時
建築相談	建築についての法規・技術や近隣とのトラブル	火曜の午後1時～4時
公正証書相談	遺言や各種契約などの公正証書作成の指導	第1・3水曜の午後1時～4時（受付は3時半まで）
国・県の行政相談	国・県への苦情、要望など	第2・4水曜の午後1時～4時
登記・境界相談	不動産の異動に伴う登記・境界などの問題	第1・3木曜の午後1時～4時
不動産相談	借地・借家・不動産売買などの問題	第2・4木曜の午後1時～4時
人権相談	住宅・結婚・就職などに関する差別や嫌がらせ	第1・3木曜の午後1時～4時（受付は3時半まで）

70歳以上に交付

はり・きゅう・マッサージ補助券

市は、平成25年度分「はり・きゅう・マッサージ補助券」を交付しています。交付は来年3月31日まで。補助券は5枚つづりで、「西宮市はり・きゅう・マッサージ指定施術所」で健康保険適用外の施術を受ける時に、1枚で1回1000円を補助します。

問合せは高齢福祉課（0798・35・3077）へ。

【対象】平成25年4月1日現在、市内に住民登録をしている70歳以上（昭和18年4月2日以前に出生）の人

【申請方法】印鑑と身分を証明できるもの（健康保険証など）を持参し、高齢福祉課（市役所本庁舎1階）、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション（受付は月曜～金曜の午後5時半まで）へ来所を。申請は年度中に1人1回のみ　※代理申請の場合は、対象者の印鑑と身分を証明できるもの（または委任を証明する書類）に加えて、代理人の印鑑と身分を証明できるものが必要

◆補助券を取り扱う施術所の新規受付　対象は「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」による免許を有し、市内で施術所を開設している個人または法人。申込方法など問合せは高齢福祉課へ

男女共同参画懇話会

委員を公募

市は、「男女共同参画懇話会」の委員を募集します。

同懇話会は、男女共同参画社会の実現を目指し、施策の現状と在り方について意見を求めるもので、年に3回程度開催しています。

【対象】平成25年6月1日現在、1年以上市内に在住の20歳以上の人　※本市の職員（嘱託・臨時職員を含む）・市議会議員を除く

【任期】平成25年6月1日から2年間

【募集人数】2人

【申込】応募の動機（400字～1200字程度）、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を書いたものを、郵送またはEメールで5月7日（必着）までに男女共同参画センター ウェーブ（〒663－8204高松町4－8）へ。☎0798・64・9495 ✉vo_jyosei@nishi.or.jp）へ。持参も可

◆男女共同参画センターウェーブの講座「大人の"新しい社会科"そうだったのか！男女の格差」　いずれも午後1時半からウェーブで。受講料無料。定員あり。申込方法など問合せはウェーブ（0798・64・9495）へ▽憲法と女性の地位…5月24日（金）▽データで読む労働市場の話…5月30日（木）▽国会ロビー活動おもしろ話…6月7日（金）　※託児あり（要申込）

4月1日付けの人事異動等

教育長に伊藤博章さん、水道事業管理者に掛田紀夫さんが就任

伊藤博章 教育長

掛田紀夫
水道事業管理者

市は、4月1日付けで総数674人の人事異動を行いました。

3月31日付けで退任した眞鍋昭治教育長の後任に、伊藤博章教育委員が就任しました。任期は平成25年12月3日まで。

また、同じく3月31日付けで退任した井田佳樹水道事業管理者の後任に、掛田紀夫さんが就任しました。任期は4月1日から4年間。

局長級の人事異動等は次のとおり。カッコ内は旧職。

問合せは人事課（0798・35・3535）へ。

【局長級】市民局長（税務部長）小橋直▽教育次長（学校教育部長）田近敏之▽消防長（警防部長）坂本健治

【新規採用】中央病院長・根津理一郎

【退職】田川和男（市民局長）▽左近賢人（中央病院長）▽伊藤博章（教育次長）▽中島日出男（消防長）

◆組織改正による課名の変更について　4月1日から健康福祉局こども部の「保育所整備課」を「児童福祉施設整備課」に、「子ども手当課」を「子育て手当課」に課名を変更。問合せは総務課（0798・35・3533）へ

インフォメーション

◆市から

3月市議会終わる

3月定例市議会は、「平成25年度西宮市一般会計予算」など議案58件を可決するなどして、3月25日に閉会しました。この中で、教育委員会委員の任命や固定資産評価審査委員会委員の選任に同意しました。代表・一般質問の内容など概要は、5月9・10日に戸別配布する「西宮市議会だより」に掲載します。

なお、6月定例市議会は6月14日～7月8日の日程で開かれる予定です。

問合せは議会事務局（0798・35・3380）へ。

国民生活基礎調査　市内2地区を訪問

国民生活基礎調査は、厚生労働省が毎年実施しています。この調査は、保健、医療、福祉、年金、所得などの生活の基礎的事項を把握し、厚生労働行政の企画・立案に必要な基礎資料を得るために行われています。

調査の対象は、平成22年実施の国勢調査地区から無作為に抽出された、全国で5530地区の全ての世帯とその世帯員です。

市内では、4月下旬から12地区の家庭に調査員証を携帯した調査員が訪問し、調査票を配布します。調査票の回収は6月上旬からの予定です。ご協力をお願いします。

問合せは保健所保健総務課（0798・26・3681）へ。

【対象地区】松原町の一部、津門綾羽町の一部、櫨塚町の一部、久出ケ谷町の一部、神原の一部、東山台2丁目の一部、丸橋町の一部、東鳴尾町1丁目の一部、鳴尾町1丁目の一部、高須町1・2丁目の一部、下大市西町の一部

准看護師免許　4月から手続き変更

4月から准看護師に係る免許申請書（新規・書換・再交付等）の提出先が各保健所等窓口から関西広域連合に移りました。

詳しくは保健所保健総務課（0798・26・3682）へ問合せを。

住宅改造助成事業　申請受付について

住宅のバリアフリー工事に対して市が助成を行う「人生80年いきいき住宅改造助成事業（一般型・共同住宅共用型）」の申請受付は、例年4月1日からですが、いまだ国の予算が成立していないため、現在受付していません。4月下旬～5月中旬に受付を開始する予定です。詳細が分かり次第、市のホームページ（くらしの情報→高齢者福祉→バリアフリー）に掲載しますので、確認の上、申請してください。

問合せは住宅政策課（0798・35・3761）へ。

カラスの繁殖期　巣やひなに近付かない

カラスの繁殖期は4月～6月頃です。子育て中のカラスはひなを守るため、巣に近づくと威嚇してきます。カラスが「カッカッ」と激しく鳴くのは威嚇行動です。巣やひなには決して近付かないようにしてください。

問合せは農政課（0798・35・3897）へ。

子どもの水難事故に注意

用水路やため池などでは、毎年、水難事故が発生しています。子どもたちを水難事故から守るため、子どもたちだけで用水路やため池で遊ばせないようにしてください。

問合せは農政課（0798・35・3329）へ。

◆官公署から

条例で禁止　喫煙禁止区域での喫煙

県では、4月から「受動喫煙の防止等に関する条例」が施行されました。

同条例は、学校・病院・飲食店等の不特定または多数の人が出入りすることができる空間を有する全ての施設について、受動喫煙を防止するためのルールを定めたものです。喫煙禁止区域では、たばこを吸わないよう、ご理解・ご協力をお願いします。問合せは芦屋健康福祉事務所（0797・32・0707）へ。

◆調理師・製菓衛生師の試験・免許事務手続き変更　事務機関が兵庫県（各保健所等窓口）から関西広域連合に変更。今年度の試験は7月14日。受験願書は、各保健所等で配布。詳しくは関西広域連合（06・4803・5669）へ問合せを